

## 生徒・教職員双方の負担を踏まえた部活動活動基準の設定等について

札幌市教育委員会では、札幌市立学校の部活動における練習時間や休養日の設定に関し、以下の内容で活動基準を設定することになりました。

### 【札幌市立学校における部活動活動基準 令和2年4月1日適用】

- 1 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- 2 毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休養日とする。
- 3 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- 4 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- 5 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- 6 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取り扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 7 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。

※練習試合は、半日で終了するように設定する。

※過度な活動とならないよう留意すること。

※オフシーズンの設定→長期休業中にある程度の休養期間を設ける。「ある程度長期」とは、夏季休校日の3日間、年末年始の学校閉鎖期間を想定。

### 【本校の活動基準について】

基本的には札幌市教育委員会が示した活動基準に即して行う。大会直前等やむを得ない場合については、必ずしもこの限りではないが、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し、実施する。